

仮設ゴミ置場利用届

年 月 日

(宛先)
仙台市指定管理者
青葉山コンソーシアム

催物主催者住所

催物主催者名

担当者氏名

電話/FAX

催事名称	
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
利用室名称	
ごみの主な内容	
ごみ袋購入希望枚数	可燃ごみ(枚) ペットボトル、ビン、カン(枚) ミックスペーパー(枚)

- 1.利用にあたっては、指定管理者の指示に従います。
- 2.分別方法等については、別紙(ごみ処理についてのご案内)に従います。
- 3.本届出書の記載内容と異なるごみを排出した場合には、その行為の一部または全部を禁止されても異議ありません。
- 4.前項に伴い発生した損害については、指定管理者に一切補償を求めません。
- 5.利用において発生しうる全ての事項について、指定管理者に一切責任を求めません。
- 6.何らかの理由により回収されなかったごみについては、指定管理者の指示に従い処分します。

施設部	受付

ごみ処理についてのご案内

仙台国際センターでごみを出される場合には下記の要領でお願いいたします。

指定ゴミ袋・・・仙台清掃公社指定の専用ゴミ袋をご利用ください。家庭ゴミ袋、他地域のゴミ袋はご利用になれません。

分別方法・・・「燃えるごみ」「ミックスペーパー」「ペットボトル・カン・ビン」の3種類に分別してください。
※センターでは生ゴミ、弁当殻、産業廃棄物（プラスチック、発泡スチロール等）の処理はできませんので、お持ち帰りください。産業廃棄物については、別紙「産業廃棄物の種類」をご覧ください。

【燃えるごみ】



【ペットボトル・カン・ビン】



【ミックスペーパー】



販売・・・ゴミ袋は会議棟 1 階「青葉山サービスカウンター」にて販売しております。

「燃えるごみ」「ミックスペーパー」「ペットボトル・カン・ビン」の3種類
各種類とも1袋 税込 420円
青葉山サービスカウンター営業時間 11:00～15:00

ごみ置き場・・・届出書の内容によって担当者よりご指示いたします。

- 養生、ネットなどの必要な措置については、担当者よりご指示いたします。
- ダンボールは畳んだ状態で重ねてください。
- 冊子（抄録集・プログラム集）は束ねた状態かダンボールに入れてください。
※ダンボール、冊子等の置き場所は別途、担当者よりご指示いたします。

産業廃棄物の種類

排出業種	種類	具体例
全ての業種に係る産業廃棄物	①燃え殻	石炭がら,コークス灰,重油灰,廃活性炭(不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥),産業廃棄物の焼却残灰,炉内掃出物,煙道等に付着したすす 等
	②汚泥	メッキ汚泥,工場排水等処理汚泥,各種製造業の製造工程で生じる泥状物,ベントナイト汚泥等の建設汚泥,上・下水道汚泥,製紙スラッジ,中和汚泥,ケイ藻土かす,凝集沈殿汚泥,生コン残さ,炭酸カルシウムかす 等
	③廃油	廃潤滑油,廃洗浄油,廃切削油,廃燃料油,廃食用油,廃溶剤(シンナー,アルコール類),タールピッチ類 等
	④廃酸	廃硫酸,廃塩酸,廃硝酸,廃クロム酸,廃塩化鉄,廃有機酸,写真定着廃液,エッチング廃液,pH7未満の廃液
	⑤廃アルカリ	廃苛性ソーダ液,写真現像廃液,アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液,金属せっけん廃液,pH7を超える廃液
	⑥ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムくずは廃プラスチック類に分類)
	⑦金属くず	切削くず,空き缶,スクラップ 等
	⑧ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず,耐火レンガくず,陶磁器くず,セメント製品くず,破損ガラス,シボレックスかす,生コンの残さの脱水固化物 等(コンクリートくずは,工作物の新築,改築又は除去に伴って生ずるものを除く。)
	⑨鉱さい	鋳物廃砂,スラグ,ノロ,ボタ,不良鉱石 等
	⑩廃プラスチック類	合成樹脂くず,合成繊維くず,合成ゴムくずなどの合成高分子系化合物,塗料かす(固形状のもの),廃イオン交換樹脂,廃タイヤ,フィルムシート,接着剤かす,ビニールロープ,梱包用PPバンド,ポリひも,ポリレイ 等
	⑪がれき類	工作物の新築,改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片,その他各種の廃材の混合物を含むもの(コンクリート,アスファルトの破片等) なお,もっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものを除く。
	⑫ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設,汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類・その他の産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設(乾式,湿式)によって捕集されるもの
特定の業種に係る産業廃棄物	⑬紙くず	パルプ,紙又は紙加工品製造業・新聞業(新聞巻取紙を使用するもの)・出版業(印刷出版)・製本業・印刷物加工業より排出される紙,板紙等くず,建設業より排出される工作物の新築,改築又は除去に伴って生ずる紙くず
	⑭木くず	木材又は木製品製造業・家具製造業・パルプ製造業・輸入木材卸売業より排出される木材片,おがくず,バーク類等,建設業より排出される工作物の新築,改築又は除去に伴って生ずる木くず,物品賃貸業に係る木材片等及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	⑮繊維くず	繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)より排出される木綿くず,羊毛くず等の天然繊維くず,建設業より排出される工作物の新築,改築又は除去に伴って生ずる繊維くず
	⑯動植物性残さ	食品製造業,医薬品製造業,香料製造業において生ずる動物性又は植物性の残さであって,あめかす,のりかす,醸造かす,発酵かす,魚及び獣のあら等(これらの業種以外から排出される残さは,事業系一般廃棄物となります。)
	⑰動物のふん尿	畜産農業より排出される牛,馬,豚等のふん尿
	⑱動物の死体	畜産農業より排出される牛,馬,豚等の死体
	⑲動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ(これらの業種以外から排出される残さは,事業系一般廃棄物となります。)
	⑳処分するために処理したもの(政令第2条第13号の産業廃棄物)	①～⑱に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって,これらの産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固型化物など)